第

1700

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年12月7日 1曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## <sup>4</sup> 稼働休止資産の減価償却

♀ : 当社は、在庫調整のため一部の機械の 操業を停止させていますが、景気の動向によっては直ちに稼働できるように、保守管理を 常時行っています。

ところで、この機械について減価償却して もよいでしょうか。

A:直ちに稼働できるように常時保守管理 が行われている機械は、減価償却ができます。

## 【解説】

法人税法上、固定資産のうち事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものは、減価償却資産とはなりませんので、生産調整等のために稼働を休止している資産は、原則として減価償却が認められないことになります。

しかし、稼働を休止している資産であって も、その休止期間中必要な維持補修が行われ ていて、いつでも稼働し得る状態にあるもの についてまで事業の用に供していないとする ことは適当ではありません。

このような場合には、特に減価償却資産に 該当するものとして減価償却が認められるこ ととされています。

したがって、ご質問の機械の場合、直ちに 稼働できるように常時保守管理が行われてい ますので、減価償却資産として減価償却する ことが認められます。







